大船渡市キャッシュレス決済ポイント還元事業 運営業務企画提案募集要領

大船渡市商工港湾部商工課 令和5年3月

「大船渡市キャッシュレス決済ポイント還元事業運営業務」企画提案募集要領

この「募集要領」は、大船渡市(以下「市」という。)が実施する「大船渡市キャッシュレス 決済ポイント還元事業運営業務」(以下「本業務」という。)に係る契約候補者の選定に関し、 契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画 提案に参加する者(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰等の影響を受けている市内事業者等を支援するため、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施することにより、市内外からの消費を喚起し、市内経済の活性化を図るとともに、非接触型のキャッシュレス決済の普及による「新しい生活様式」への対応促進を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名称
 - 大船渡市キャッシュレス決済ポイント還元事業運営業務
- (2) 内容
 - 別添「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
 - 契約締結の日から令和5年11月30日(木)まで
- (4) 予算額(提案限度額)
 - 100,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
 - ※ポイント付与原資(消費税及び地方消費税は含まない)・事務費の合計は予算額以内と する。

3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 岩手県内に本店、支店、営業所等を有していること。又は契約時において有する予定であること。
- (2) 本業務の内容と同種又は類似する業務を行った実績を有していること。
- (3) 募集開始日から契約締結日までの間において、大船渡市及び岩手県から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 租税公課の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (7) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続き開始の申立て中、又は再 生手続中でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体等と関わりがないこと。

4 提案手続

	内容	日程
1	募集要領等の公表(HP上)	令和5年3月22日(水)
2	質問の受付	令和5年3月30日(木)正午まで
3	参加申込書の提出期限	令和5年4月5日(水)午後5時
4	企画提案書の提出期限	令和5年4月11日(火)午後5時
(5)	書類審査及び契約相手候補の決定	令和5年4月17日(月)予定
6	結果通知	令和5年4月18日(火)予定

(1) 提案募集の期間

■期 間 <u>令和5年3月22日(水)から</u> 令和5年4月11日(火)午後5時まで

(2) 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

- ■期 限 令和5年3月30日(木)正午まで
- ■方 法 質問書【様式1】によりFAX又は電子メールで受け付ける。
- ■連絡先 FAX: (0192) 26-4477

E-mail: ofu_syoko@city. ofunato. iwate. jp

- ■回 答 回答については、随時、本市ホームページ上に公開する。
- (3) 参加申込書の提出
 - ■期 限 令和5年4月5日(水)午後5時 必着
 - ■提出方法 持参又は郵送
 - ア 持参の場合 午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)
 - イ 郵送の場合 期限内の必着とする。 ※書留等の配達した記録が残る方法で郵送すること。
 - ■提出物 ア 参加申込書【様式2】
 - イ 事業者の概要【様式3】
 - ウ 応募資格に係る申立書【様式4】
 - エ 過去に受託した同種又は類似業務の経歴がわかる資料
 - ■部 数 各1部
 - ■提出先 〒022-8501

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15番地 大船渡市商工港湾部商工課 あて

《参加申込書提出に係る留意点》

- ・ 参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式5】を提出すること。 なお、提案を辞退した場合においても、市に係る他の案件での入札には一切影響 がない。
- ・ 1事業者当たり、提案は1件とする。

- (4) 企画提案書の提出
 - ■期 限 令和5年4月11日(火)午後5時 必着
 - ■方 法 持参又は郵送
 - ア 持参の場合 午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)
 - イ 郵送の場合 期限内の必着とする。 ※書留等の配達した記録が残る方法で郵送すること。
 - ■提出物 ア 企画提案書【様式6】
 - イ 執行体制図(任意様式)
 - ウ 業務実施方針(任意様式)
 - ・業務内容に関する提案内容 ※仕様書に掲げる業務内容ごとに整理して作成すること
 - ・対象決済事業者(4者以上)の選定とその選定理由を示すこと。
 - ・ポイント付与原資の上限管理方法及びポイント付与の停止方法を示す こと(決定から停止までの所要日数、利用者及び対象店舗への周知方 法等)。
 - 工 業務実施計画(任意様式)
 - ・実施手順(実施フロー)
 - · 実施工程(作業項目、担当、日程等)
 - 才 見積書(任意様式)
 - ・内訳書を添付すること。
 - カ 履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの)(写し可)
 - キ 財務状況のわかる直近の書類
 - ク 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類(法人税、 消費税及び地方消費税、県税、法人市(町、村)民税)
 - ケ その他、提案企画の説明に必要な資料
 - ■企画提案書の形式
 - ア 用紙サイズは、A4判とする。
 - イ 提出部数は、7部(正本1部、副本6部)とする。
 - ■提出先 上記参加申込書提出先と同じ
 - ■その他 ア 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。
 - イ 提案は、簡潔に記述し、文字は読みやすい大きさとすること。
 - ウ 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所 有者、保有者等から承諾を得ること。
- (5) 書類審査及び契約候補者の決定

提出された書類について、企画提案選考委員会において内容を審査し、契約候補者を選 定する。

なお、最多得点数の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

《審查基準》

- 実施方針(目的適合性、業務理解度、独創性等)
- 業務執行能力(実施計画の妥当性、実施体制、問い合わせ対応、業務実績等)

- ・ 決済事業者及び対象店舗の選定、決済及びポイント付与(提案内容の評価)
- ・ 事業の広報、キャッシュレス決済普及促進、効果検証(提案内容の評価)
- ・ 見積書(見積総額に対するポイント付与原資の割合等)

(6) 結果通知

- ■日 程 令和5年4月18日(火)予定
- ■方 法 電子メール又はFAXにて通知する。 ※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

5 契 約

- (1) 契約手続
 - ① 市と受託者は、大船渡市財務規則(平成11年大船渡市規則第17号、以下「財務規則」という。)に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。
 - ② 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第131条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、市予算の範囲内の額とする。

(4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(5) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、大船渡市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

6 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。
 - 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
 - ・ 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなく なった者の場合
 - 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案の場合

- ・ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ・ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案書提出後、関連する事項について、市職員が聞き取りを行う場合がある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する経費については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

7 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15番地

大船渡市商工港湾部商工課 鈴木

TEL:0192-27-3111 (内線 109)

FAX: 0192-26-4477

E-mail: ofu_syoko@city. ofunato. iwate. jp